

天理市立児童館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 3 号

天理市立児童館条例施行規則の一部を改正する規則

天理市立児童館条例施行規則（昭和51年 7 月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「午後 5 時30分」を「午後 5 時」に改め、同条第 2 項各号を次のように改める。

（1） 天理市立嘉幡児童館

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの間

（2） 天理市立石上児童館

ア 日曜日及び月曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。

その日が月曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い祝日でない日）及び同法第 3 条第 3 項に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの間

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。